

## 経済学部後期日程選抜方法等

### 1 目的

経済学部後期日程は、入学者選抜方法の多様化により個性豊かな学生を増やし、大学教育の活性化を目指すものです。具体的には、大学入試センター試験で特に優秀な成績を修めた者、及び高等学校において必要な基礎学力を身につけるとともに、課外活動等においても高い成果を修めた者、又は団体活動において指導的な役割等を果たした者を求めます。

### 2 募集人員 45名〔内訳 高得点選抜：30名、ユニーク選抜：15名〕

### 3 入学者選抜方法 出願時に高得点選抜、又はユニーク選抜のいずれかを選択

- (1) 個別学力検査等は課しません。
- (2) 大学入試センター試験の教科・科目、配点は、別表 2 (24ページ)及び別表 2 の教科・科目名の表記及び注意事項等(30・31ページ)を参照してください。
- (3) 高得点選抜は大学入試センター試験で優秀な成績を修めた者から30名を選抜します。
- (4) ユニーク選抜は大学入試センター試験で一定の成績を修めた者の中から、主に高等学校時代に校外で優れた活動を修めた15名を書類選考で選抜します。
- (5) 2段階選抜は行いません。

### 4 出願書類等

パソコンもしくは手書きで作成してください。手書きの場合は、黒ボールペン（消えるインクは不可）を使用してください。

出願書類等は、〔6〕5出願書類等（14ページ）に記載のとおりです。

本学Webサイトの「出願書類一覧（学部）」のページから、所定の用紙をダウンロードしてください。（<http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/admissions/undergrad/gshorui>）

出願書類に記入漏れ等不備がある場合は、受理しません。出願書類の受理後は、出願事項の変更を認めません。出願書類等に虚偽の記載をした場合、入学決定後であっても入学許可を取り消すことがあります。

ユニーク選抜に出願する場合は下記（1）～（4）を提出してください。提出書類の印刷は、A4サイズの片面印刷に統一してください。白黒・カラーは問いません。また、提出された書類は、一切返却いたしません。

#### (1) 調査書

「特別活動の記録」欄には、特技・取得資格等を記入し、「備考」欄には、学校生活以外の場における諸活動等を記入してください。記入しきれない場合は、関係者推薦書に記入してください。その際は調査書にその旨記載をお願いします。

なお、取得資格に関しては、資格の正式名称と主催団体を記入してください。

#### (2) 自己推薦書

高等学校等において、学業、特別活動（学級活動・生徒会活動・部活動・学校行事）、特技等にどのように熱心に取り組んだかを、その経歴、成果（受賞、取得資格、作品発表、役職、肩書き）について、特に強調したいところを中心にできる限り具体的に700字以内で記入してください。

### (3) 特別活動要覧

高等学校等において、特筆すべき学業、特別活動（学級活動・生徒会活動・部活動・学校行事）、特技等について、その経歴、成果（受賞、取得資格、作品発表、役職、肩書き）をまとめて、記入例を参考に本人が記入してください。

また、活動の成果がわかる書類を添付してください。

### (4) 関係者推薦書（任意提出）

本人には十分に把握しきれない点、もしくは説明が困難な活動等を紹介していただくとするものです。志願者の学業、特別活動、取得資格及び特技等について、客観的に評価・判断できる関係者が、できる限り具体的に700字以内で記入してください。

志願者の活動等を客観的に評価・判断できる者であれば、誰が書いても結構です。なお、関係者推薦書はA4サイズ1枚としてください。

## 5 面談（面談有りと通知された志願者のみ）

ユニーク選抜にかかる特別活動要覧等に不明な点がある場合、確認のために志願者と面談することがあります。

**面談の有無は、受験票送付時に志願者全員に通知します。**

該当者は、2019年3月12日（火）に面談を行います。

なお、面談有りの通知を受けた者が面談を欠席した場合には、不合格になることがあります。

### ※参考

〈ユニーク選抜における過去の合格者の主な活動、成果〉

水泳、日本拳法（全国大会優勝）

将棋（全国大会準優勝）

バレーボール（国体3位）

陸上競技、サッカー、テニス、スキー（全国大会出場）

野球（21世紀枠出場）

剣道、なぎなた（インターハイ出場）

書道（全国大会文部科学大臣賞）

漫画（少女漫画雑誌掲載）

料理（ジュニア料理選手権グランプリ）

囲碁（全国高校総合文化祭4位）

生徒会活動（生徒会長）

ボランティア活動

皆勤

### 〈問い合わせ先〉

経済学部 TEL 06-6605-2251

受付時間 月から金曜日（祝日及び休業日を除く）

9時から17時（ただし、12時から12時45分を除く）

## 別紙 2

### 医学部医学科前期日程選抜方法等（後期日程の募集は行いません。）

以下の項目以外は、「一般入試」に準じていますので、必ず確認をしてください。

<b>1. 募集人員</b>	一般枠 75 名 (A0 入試の合格者数が募集人員に満たない場合、一般枠の募集人員に含みます。) 大阪府指定医療枠 5 名
一般枠	
	<ul style="list-style-type: none"><li>一般枠として 75 名を募集します。</li><li>卒業後の進路等、特別な義務・拘束はありません。</li></ul>
大阪府指定医療枠（出願には制限があります。「2. 出願資格」をご確認ください。）	
	<ul style="list-style-type: none"><li>大阪府指定医療枠として 5 名を募集します。</li><li>入学後の医学科教育カリキュラムは一般枠と同様です。</li><li>大阪府から地域医療の確保のための修学資金が貸与されます(月額 10 万円)。</li><li>卒業後の必修プログラム 卒業後 9 年間（臨床研修期間を含む）、大阪府内の病院に勤務することとなります。 うち 5 年間は、次の①～④のいずれかの診療業務を選択していただきます。 ①大阪府保健医療計画において周産期医療機能を重点化すると位置づけた医療機関の産婦人(産)科・小児(新生児)科、②小児科を協力科とする救急告示病院の小児科、③救命救急センター、④人口当たりの病院従事医師数が大阪府全体の数値を下回る二次医療圏に所在する公立病院等における診療業務。 なお、大阪府地域医療確保修学資金等貸与要綱に基づき、本学を卒業した後、1 年 6 月以内に医師免許を取得し、上記のとおり 9 年間（修学資金の貸与を受けた期間の 1.5 倍の期間）診療に従事した場合、借り受けた修学資金及び利息の返還が免除されます。  &lt; 修学資金等貸与制度に関する問い合わせ先 &gt; 大阪府健康医療部保健医療室医療対策課医療人材確保グループ 〒540-8570 大阪府中央区大手前 2 丁目 電話 06-6944-6692 ( <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/isikakuho/tiikiwaku.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/isikakuho/tiikiwaku.html</a> )</li></ul>
<b>2. 出願資格</b>	
	<ul style="list-style-type: none"><li>「〔3〕 出願資格」に同じです (10・11 ページ参照)。 ただし、「大阪府指定医療枠」は志願者又は保護者が 2016 年 4 月 1 日以前から引き続き大阪府内に住所（住民票があること）を有する者、もしくは大阪府内にある高等学校等（中等教育学校含む）を卒業（修了）又は卒業（修了）見込みの者に限ります。（「一般枠」については、出身地及び出身高等学校等の所在地による出願制限はありません。）</li><li>「大阪府指定医療枠」を志望する者は、卒業後の所定のプログラムにもとづく地域医療に従事することを確約できる者で「大阪府地域医療確保修学資金」の貸与を受ける意志のあるものとします。</li></ul>

**3. 出願書類** 本学 Web サイトの「出願書類一覧(学部)」のページから、所定の用紙をダウンロードしてください。  
( <http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/admissions/undergrad/gshorui> )

「大阪府指定医療枠」を志望する者は、一般入試の出願書類に加え、本人及び保護者の同意も含めた誓約書及び出身高等学校長等からの推薦書を提出する必要があります。これらの誓約書・推薦書の提出の無い場合は、「大阪府指定医療枠」での出願を受け付けません。

また、出願書類に加え、下記のいずれかの書類も提出する必要があります(誓約書の「出願資格・提出書類確認欄」も必ず記入してください。)

①入学志願者の出身高等学校等(中等教育学校含む)が大阪府に所在する場合	出身高等学校等が発行する調査書(出願書類)により確認します。
②入学志願者の現住所地が大阪府に所在する場合	入学志願者の住民票を提出。
③入学志願者の保護者の現住所地が大阪府に所在の場合	保護者の住民票と、入学志願者と保護者との関係が分かるものとして下記いずれか一つを提出。 a) 住民票(続柄が記されているもの) b) 志願者の出身高等学校が発行する証明書(任意様式・学校長の証明印があるもの) c) 健康保険証の写し(続柄が記されているもの) d) 市区町村役場が発行するもので関係がわかるもの a)～d)のいずれか1つを提出してください。

※提出する住民票等は、2018年10月1日以降に発行されたもので個人番号(マイナンバー)記載がないものを準備してください。

**4. 選抜方法等**

- ・ 第2志望まで志望することができます。ただし、「大阪府指定医療枠」については、「2. 出願資格」に該当する者に限って志望することができます。
- ・ 合否判定は、総合順位の高い順に、第1志望から優先して合格とします。第2志望まで志望した受験者は、第1志望で合格とならなかった場合、第2志望での合格の可能性があります。  
◎医師としての適性について面接で評価を行い、学力検査の成績と総合して合否を判定します。  
※面接にて医師の適性を欠くと判断された場合には学力検査の成績の如何に関わらず不合格になることがあります。
- ・ 「大阪府指定医療枠」については、応募・選考状況により、合格発表数が募集人員に満たない場合があります。

**5. 問い合わせ**

本選抜に関する問い合わせは、医学部学務課(06-6645-3611)までお願いします。

## 入学料納付区分認定手続

**「大阪市民及びその子」の入学料の適用を受ける為には、所定の日時までに入学期料区分認定に必要な書類を揃えて認定手続を完了する必要があります。**

## 1 対象者

「大阪市民及びその子」に該当する者は次のとおりです。

- (1) 入学者本人が入学日の1年以上前（2018年4月1日以前）より引き続き大阪市内に住所を有する者（※）。
- (2) 上記(1)に該当しないが、入学者本人と同一戸籍にある父又は母（※）が入学日の1年以上前（2018年4月1日以前）より引き続き大阪市内に住所を有する者。  
※日本国籍を有しない者も同一の要件です。

## 2 必要書類

「入学料納付区分認定願【様式1】」は下記URLよりダウンロードしてください。なお、住民票などの公的書類は**2019年3月1日から入学料納付区分認定実施日まで**に交付を受けてください。

[http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/education/tuition\\_admission/category\\_policies](http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/education/tuition_admission/category_policies)

- ① 1の(1)に該当する者は「入学料納付区分認定願【様式1】」と「住民票」を用意してください。
- ② 1の(2)に該当する者は、「入学料納付区分認定願【様式1】」と「住民票（父又は母のもの）」と「戸籍全部事項証明書（謄本）」又は「個人事項証明書（抄本）（父又は母と本人が記載されているもの）」を用意してください。  
（父又は母が日本国籍を有しない場合は、「戸籍全部事項証明書」の代わりに、続柄のわかる公的書類が必要です。）

※「戸籍全部事項証明書」は、入学者本人と大阪市民である父又は母との続柄及び入学者本人と大阪市民である父又は母が同一戸籍にあることを証明するために必要です。  
役所窓口で、その旨申し出てください。

## 3 入学料納付区分認定

下記、入学料納付区分認定実施期間に「入学料納付区分認定」を行いますので、上記2の必要書類を揃えて、入学料納付区分認定会場（本学高原記念館1階）へ持参してください。認定後、「大阪市民及びその子」用の「振込金兼手数料受取書/振込依頼書（銀行控）」を交付しますので、入学手続指定日までに振り込んでください。

## ・入学料納付区分認定実施期間

## ◎ 前期日程合格者

2019年3月9日（土）13時から17時15分  
3月11日（月）10時から12時、13時から17時15分  
3月13日（水）10時から12時

## ◎ 後期日程合格者

2019年3月22日（金）13時から17時15分  
3月25日（月）10時から12時、13時から17時15分  
3月26日（火）10時から12時

**区分認定実施日は上記日時以外行いませんので、都合がつかない場合は、必ず事前に財務課財務担当（下記問い合わせ先参照）まで連絡してください。**

## 4 注意事項

- (1) 2019年2月28日以前に交付された公的書類は区分認定手続に使用できません。
- (2) 「住民票」の交付を受けた際に、証明事項欄の「市民となった年月日」が平成30(2018)年4月1日以前から証明されていることを確認してください。
- (3) 入学料納付区分認定を受ける者は、認定を受けてから入学料を納付してください。
- (4) 入学料納付区分認定手続は、郵送ではできません。必ず来学してください。

「大阪市民及びその子」に該当する者で、別紙4の「入学料徴収猶予」を希望する者は、必ず先に「入学料納付区分認定」を受けてから、「入学料徴収猶予」の申請手続をしてください。

**【問い合わせ先】財務課財務担当（TEL 06-6605-2054、FAX 06-6605-3435）**

〔月から金曜日（祝日及び休業日を除く）の9時から12時、12時45分から17時〕

## 入学料徴収猶予及び授業料減免・分納について（2018年11月現在）

現行は以下のとおりです。2019年度以降については変更することがありますので、予めご了承ください。なお、2019年度については、合格通知書に同封する「2019年度入学料徴収猶予の取扱いについて」及び「2019年度経済支援制度について」を必ず確認してください。「入学料徴収猶予」及び「授業料減免・分納」の申請後は、指定する期日までに、入学料及び授業料の納付をお願いします。

### 1 入学料徴収猶予

申請を受理された者は、2019年6月末まで入学料の徴収を猶予します。なお、この制度を利用した者は、入学辞退はできません。

対象者は次の各号のいずれかに該当する者に限ります。

- (1) 日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金の予約採用を申し込み、「採用候補者決定通知」のある者。  
ただし、採用条件が「日本政策金融公庫の手続き必要」となっている場合は、その手続きを行い採用条件を満たしていること。
- (2) 入学後、本学が募集する日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金への申し込みを誓約する者のうち、以下のいずれかに該当する者。
  - ①収入や所得の状況により、入学料徴収猶予を認めることのできる者
  - ②その他、入学予定の学生を対象とした、日本政策金融公庫による「国の教育ローン」に入学前年度中に申し込みを行い、融資を受けることのできなかつた事実を示す書類のある者

<入学料徴収猶予申請期間>

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| ◎ 前期日程合格者 | 2019年3月9日（土）13時から17時15分      |
|           | 3月11日（月）10時から12時、13時から17時15分 |
|           | 3月13日（水）10時から12時             |
| ◎ 後期日程合格者 | 2019年3月22日（金）13時から17時15分     |
|           | 3月25日（月）10時から12時、13時から17時15分 |
|           | 3月26日（火）10時から12時             |

遠方にお住まいの方で、上記日程の都合がつかない場合は、必ず申請期間内に学生支援課（下記問い合わせ先参照）まで連絡してください（「入学料納付区分認定」を希望する者は「入学料徴収猶予」の申請前に行ってください）。

### 2 授業料減免・分納

申請すれば必ず減免や分納になる制度ではありません。授業料の減免を認められた者は、納付すべき額の全額、又は半額を免除します。

対象者は次の各号に該当する者に限ります。

- (1) 授業料減免については、経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ、修学状況が良好で学習意欲が旺盛と認められる者
- (2) 授業料分納については、経済的理由により、納期までに全額納付が困難であると認められる者

### 3 申請方法等

- (1) 入学料徴収猶予願は、申請資格を有する者に限ってお渡しします。この際、「振込金兼手数料受取書/振込依頼書（銀行控）」（未納）及び本学が指定する書類を持参してください。
- (2) 授業料減免・分納の申請は、入学後本学が指定する日時に行ってください。
- (3) 詳細については、本学Webサイト及び合格通知書に同封する「2019年度入学料徴収猶予の取扱いについて」及び「2019年度経済支援制度について」をご覧ください。

### 4 入学料及び授業料の取扱い

- (1) 入学料徴収猶予の申請を受理された者には、「入学料徴収猶予申込受付証明書」を入学料徴収の猶予を認めた証明としてお渡しします。入学手続日当日に持参し、各学部受付で提示してください。  
なお、この制度を利用した者は、入学辞退はできません。
- (2) 上記(1)以外の者については、入学手続日当日までに入学料を納付しなければ入学手続ができませんので十分注意してください。また、徴収の猶予を認められた者は、2019年6月末までに入学料を納付してください。
- (3) 授業料減免・分納の申請をする者は、審査結果決定の8月まで授業料の徴収を猶予します。なお、授業料を納付されますと減免・分納の対象者になりません。
- (4) 授業料全額免除を許可された者のほかは、決定後、指定する期日までに所定の金額の授業料を納付してください。

【問い合わせ先】学生支援課（TEL 06-6605-2102、FAX 06-6605-3648）

〔月から金曜日（祝日及び休業日を除く）の9時から12時、12時45分から17時〕